沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した 単 結 ・・・ 法人名場合の法人税額の特別控除に関する明細書 年 第 ※ 法人名 法人名 ※ 法人名 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※												
	個個		•	明神音 年	E)	度連	結 所		(の 金	額。	2.1	円
	(個	別 所 得 金 額 間別所得金額がない場合は0)	1		k		(別表四の 業用機械等の	<u> </u>			21	
	調	整前連結税額の個別帰属額	2		各	人 (取	の 個 別 所 彳 な得適用連結	导 金 法人	: 額 の 合 計 、の(1) の合	· 額 2 計)	22	
		$(24) \times \frac{(1)}{(21)}$			連	連約	越税額控除限 結法人の個別 曩 越 連 結 法	所得	导金額の合計	十額 2	23	
各		取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十二)付表「10」の合計)	3		圧	調		連	結 税	好百	24	
		同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	4		結		総調整前 (24)			額,	25	
連	当	税額控除限度額				当			<u>20</u> [00 『能額の合計	し方百		
		$((3)-(4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5		法	期	(各連結法	人の	の(9)の合言	計)"	26	
結		法調整前連結税額基準額(1)	6				調整前連結(別表六の		額超過構成 三)「7の®		27	
/ru		人 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$ 税 \mathbb{R} \mathbb{R} \mathbb{R} \mathbb{R} \mathbb{R} \mathbb{R} \mathbb{R} \mathbb{R} \mathbb{R}			λ	分	- //1 DE PO		≷額の合計 -(27)	額	28	
	期	額 個 別 帰 属 額 基 準 額 (2)× 20 100	7				総調整前i	車 結 ×	税額基準	額	29	
法		準 法 人 税 額 基 準 額 額((6)と(7)のうち少ない金額)			の	44.	総調整前連絡	吉税智	額基準額の残	浅額 ;	30	
人		当期税額控除可能額			^	前	繰越連		29) - (26))	:	31	
	分	((5)と(8)のうち少ない金額)	9		合		税結響	:	人の(44の①)の合言 ・ ・ ・	計) (32	
		調整前連結税額超過構成額	10		卦	期	除可業	:	人の(44の②)の合語 ・ ・ ・	:	33	
に		$(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		P23参照	召		度		人の (44の③) の合語 ・ ・ 人の (44の④) の合語	:	34	
J		当 期 税 額 控 除 名 (9) - (10)		1 20多名	11	1	合	THE (IS)	計		35	
		繰越税額控除限度超過額	i 12	2			調連	•	・ ・ 二(三)付表「2の④」		36	
お		(42 m =1.)	12					そ六の.	_(_/II&(-2*/@)	17		
	٠.	(43の計)	12		の	越	前結響。例如	:	・ ・ こ(三)付表「2の⑤	:	37	
	前	法 調整前連結税額基準額 (30)× (1)	13		0)	越	前連結事 (別)	· ・ ・ ・	•	(37	
け	前	法 調整前連結税額基準額 (30)× (1) (23) 人 超 個 別 帰 属 額 基 準 額			の計	越	新連結税額超過構造 (別) (別) (別) (別) (別)	を 大の ・ を 大の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	二(三)付表「2の⑤ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥	1) ;	38	
け	前期	法 調整前連結税額基準額 $ \frac{(30) \times \frac{(1)}{(23)}}{ } $	13				新連結税額超過構成額	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	二(三)付表「2の⑤ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑦ 言十	() () () () () () () () () ()	338 339 40	
		法 調整前連結税額基準額 (30)×(1) (23) 税 個別帰属額基準額 (2)×(20) 100 超 個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14) - (9))	13			分	計連結税額超過構成額 期 (別別 (別別 (別別 (別別 (別別 (別別 (別別	を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	: 二(三)付表「2の⑤ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑦ 計 E除額の合計 - (40)	」) ;	38	
ける		法 調整前連結税額基準額 (30)× (1) (23)	13		計	分法〉	前連結税額超過構成額 当期 (別別 (別別 (別別 (別別 (別別 (別別 (別別 (別	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	: 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 計 E除額の合計 - (40) 除額の合計 (41)	() () () () () () () () () ()	338 339 40	
	期	法 調整前連結税額基準額 (30)× (1) (23)	13 14 15		計	分法	前連結税額超過構成額 新 業 年 度 例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	: 二(三)付表「2の⑤ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 計 = (除額の合計 (40) (40) (41) (41) (41) (41) (41)	计額 4	38 39 40 41 42 空除可能額	翌期繰越額(43)-(44)
	期	法 調整前連結税額基準額 (30)× (1) (23)	13 14 15		計	分法	前連結税額超過構成額 当期繰越税(35) 人税額の特別 (28) 車結事業年度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	: 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑦ 計 三(三)付表「2の⑦ 計 三(公)付表「2の⑦ 計 (40) 除額の合計 (41)	计額 4	338 339 440 441	
る	期繰	法 調整前連結税額基準額 (30)× (1) (23) (23) (23) (23) (23) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25	13 14 15		計	分法	前連結税額超過構成額 当期繰越税(35) 人税額の特別 (28) 車結事業年度	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	: 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑦ 計 EI除額の合計 - (40) 「除額の合計 (41) 「除額の合計 (41)	计額 4	38 39 40 41 42 空除可能額 44	(43) — (44) 45 外 円
る	期繰越	法 調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13 14 15		計 昇 各連結法人における	分法。	前連結税額超過構成額 当期繰越税(35) 人税額の特別 (28) 車結事業年度	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	: 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑦ 計 EI除額の合計 - (40) 「除額の合計 (41) 「除額の合計 (41)	计額 4	38 39 40 41 42 空除可能額 44	(43) — (44) 45 外 円
る計	期繰	法 調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$ 個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$ 個別帰属額基準額の残額 $(14) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	13 14 15 16 17		計 鼻 各連結法人における翌期	分法。	前連結税額超過構成額 結 事 業 年 度 一 越 (35) 人 結は 本 (35) 人 結は 本 (35) 人 結は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	: 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑦ 計 EI除額の合計 - (40) 「除額の合計 (41) 「除額の合計 (41)	十額 4 当期	38 39 40 41 42 空除可能額 44	(43) — (44) 45 外 円
る計	期繰越	法 調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13 14 15 16		計 昇 各連結法人における翌期繰越	分法。	前連結税額超過構成額 結事業年度 一根 一根 一根 一根 一根 一根 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月 一月	(1) (1) (2) (3) (4)	: 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑦ 計 EI除額の合計 - (40) 「除額の合計 (41) 「除額の合計 (41)	计額 4	38 39 40 41 42 空除可能額 44	(43) — (44) 45 外 円
る計	期繰越分	法 調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$ 個別帰属額基準額の残額 $(2) \times \frac{20}{100}$ 個別帰属額基準額の残額 $(14) \times 100$ 程 $(15) \times 100$ 程	13 14 15 16 17		計	分法。	前連結税額超過構成額 結 事 業 年 度 一 越 (35) 人 結は 本 (35) 人 結は 本 (35) 人 結は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(1) (1) (2) (3) (4)	: 二(三)付表「2の⑥ 二(三)付表「2の⑥ 主(三)付表「2の⑦ 計 世除額の合計 (40) 除額の合計 (41) 解税額控額 (43) 円	(17)	38 39 40 41 42 空除可能額 44	(43) - (44) 45 外 円 外

別表六の二(十二)

別表六の二(十二) 「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第1号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 1号)	10476	「28」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第2号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 2号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において 工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 3号)	10478	
(別表六の二(十二)付表「1」欄が「第3号」)			
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第4号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 4号)	10479	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十二)付表「1」欄が「第5号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第 5号)	10480	

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除	第68条の13第2項 (第42条の9第1項の表の第 1号から第5号まで)	10394	「41」欄の金額